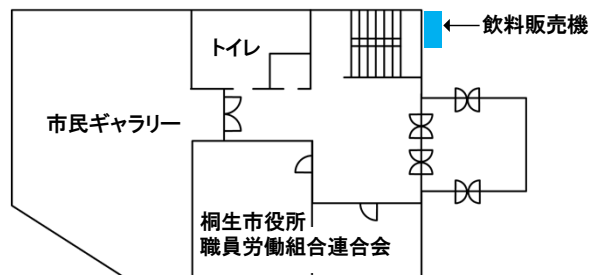
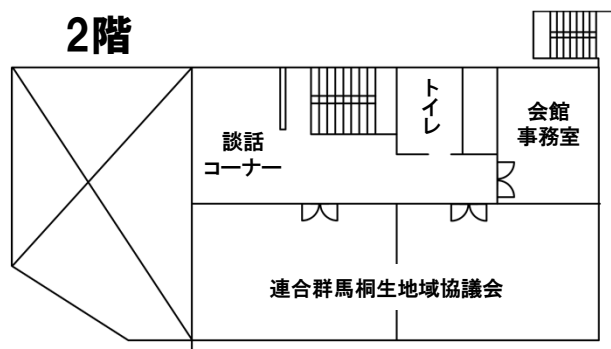


配置図

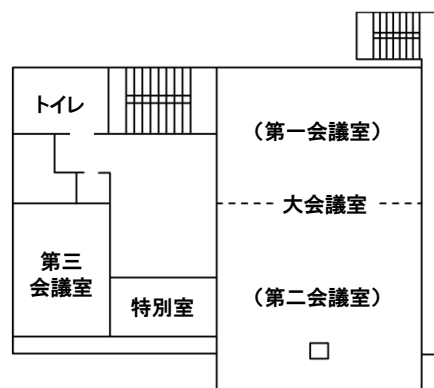
1階



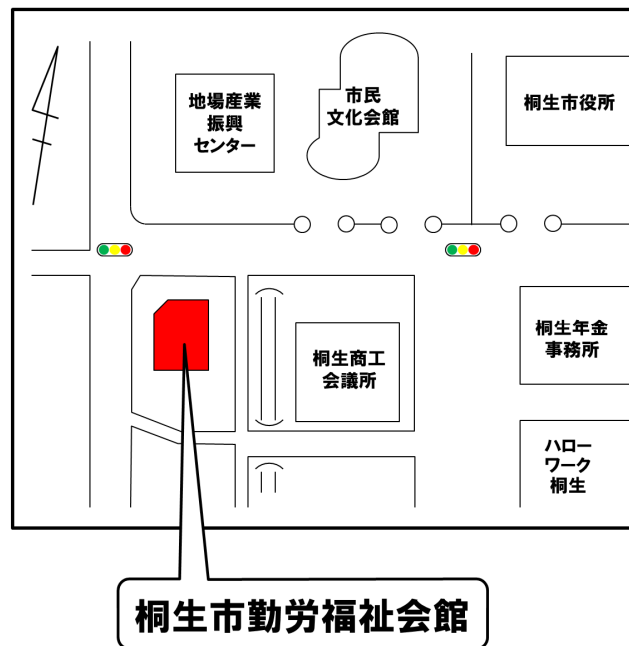
2階



3階



案内図



〒376-0023
桐生市錦町三丁目6番20号
電話 0277(46)1561

ご利用ください

桐生市勤労福祉会館



利用の手引

- 開館時間 午前9時から午後9時まで（夜間利用がない日は、午後5時に閉館します）
- 休館日 毎週土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

■申込受付

1. 会議室の使用申込みは、3カ月前から3日前まで受け付けます。（3日前が土曜・日曜・祝日の場合は、その前の平日までにお申し込みください。）
2. 申込みは、2階の会館事務室へお越し下さい。

■施設使用料（令和元年10月1日改定）

施設名	使用料	収容人員
大会議室	8,800円	140名
第一会議室	4,400円	70名
第二会議室	4,400円	70名
第三会議室	1,650円	30名
特別室	1,100円	8名
談話コーナー		16名

1. 使用料は1回ごと、1回の使用時間は4時間までです。超過分については、1時間増すごとに規定使用料の4分の1の額を加算します。
2. 行事準備のため使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とします。
3. 大会議室とは、第一会議室・第二会議室を一体的に使用した状態です。
4. 談話コーナーは、申請による専有使用はできません。

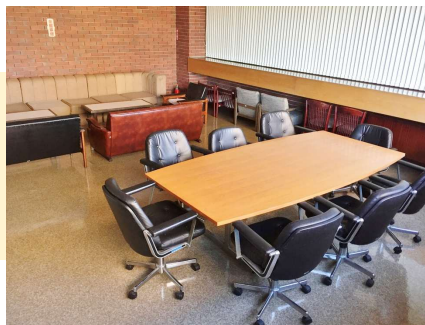
1階
玄関ホール



利用にあたって

1. 会館内は全て禁煙です。
2. エレベーター、エスカレーターはありません。
3. 使用料は、利用申込みの際にお支払いください。
4. 使用時間には会場準備及び後片付けの時間を含みます。
5. 物品の販売、募金、営利、宣伝等の行為は禁止されています。
6. 看板等を掲出する場合は、事前に許可を受けて下さい。
7. 虚偽の使用申請があった場合や、使用に関するルールや指示事項が守られないと認められる場合には、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることがあります。この場合、使用者に損害が生じても桐生市はその責めを負いません。

2階
談話コーナー



3階
大会議室
(第一会議室
/第二会議室)

講演会、説明会、会議、研修、面接など、
様々な場面でご利用ください！



施設の概要

- 設置目的 この会館は、勤労者の福祉の増進と教養文化の向上に資するため、桐生市が設置したものです。
 - 敷地面積 1023.18㎡
 - 構造規模 鉄筋コンクリート 3階建
 - 延床面積 1336.67㎡
 - 竣工 昭和58年6月
 - 主な施設
- 1階 桐生市役所職員労働組合連合会 市民ギャラリー
 - 2階 連合群馬桐生地域協議会 会館事務室、談話コーナー
 - 3階 大会議室（第一会議室、第二会議室）、第三会議室、特別室

3階
第三会議室



3階
特別室

